

すみのえ舞昆ホール（住之江区民ホール）ご利用のみなさまへ

割増料金を適用する基準の再整理について

平素より、すみのえ舞昆ホールをご利用いただきありがとうございます。

さて、区民センター等の区役所附設会館でイベントを開催される際の施設使用料について、参加者から入場料や参加費等の金銭を徴収される場合には、大阪市区役所附設会館条例の別表における「入場料その他これに類する料金（以下、「入場料等」とします。）を徴収する場合」にあたるものとし、通常の1.5倍の割増料金をいただいております。

「入場料等」の徴収の有無による割増料金の適用については、基本的に、「入場料や参加費等の金銭を徴収するか」、また、「入場料や参加費等がイベント実施に必要な経費相当であるか」という基準で判断していますが、区民センター等の区役所附設会館のご利用が多岐にわたることもあり、同じ利用内容に対するご説明が施設ごとに異なる場合があります。

そこで、ご利用のみなさまに、より分かりやすく明確な基準をお示しする必要があるとの考えから、「入場料等」徴収の有無に関する判断基準について、次のとおり改めて整理し、令和5年1月4日以降の利用分から適用させていただくことになりました。

今後、すみのえ舞昆ホールのご利用にあたり、収支計画書の提出など、ご利用のみなさまにお手数をおかけする場合がありますが、ご理解とご協力をお願いします。

☆「入場料等」徴収 有 として

割増料金（通常料金の1.5倍）が適用される基準

「ホール使用時に 金銭のやり取りがある。

（事前の入場料、参加費の徴収を含みます）」

+

「金銭のやり取りにより 主催者に 利益が上がる（※）」

（裏面に続きます）

※収支計画書等（様式に決まりはありません）で、主催者に 利益があがらないことが確認できる場合、通常料金でご利用いただけます。

「主催者に利益があがらない」とは、入場料・参加費等の総額が、開催に必要な経費（会場使用料、講師料、材料・教材費等、器材借上料等）以下であることをいいます。

☆「入場料等」徴収 有 として

割増料金（通常料金の1.5倍）が適用される利用例

- ・実費相当額を超える入場料や参加費、会費を徴収する催し
- ・ホール使用時に物品や権利の販売、契約行為を行う催事
- ・ホール使用時に有償サービスの提供を行うイベント
- ・講師（指導者）自らが活動の主体として指導料を徴収する
習い事教室、私塾やセミナー など

《お支払い済みのご予約について》

「入場料等」徴収 有 として割増料金を支払い済みの予約について、上記の基準に照らして「入場料等」徴収 無 にあてはまる場合は、利用日までに施設窓口にて変更手続きを行っていただければ、通常料金との差額を還付します。（利用日を過ぎてからの変更はできませんのでご注意ください。）

問 い 合 わ せ 先

市民局 総務部 施設担当 (TEL 6208-7633)

住之江区役所 協働まちづくり課 (TEL 6683-9734)